平成２２年（フ）第１２２６号
千葉県市原市君塚２丁目21番地25
債務者　久保島和美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４０号
千葉県船橋市三咲７丁目22番２号
債務者　佐々木隆史
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４１号
千葉県船橋市三咲７丁目22番２号
債務者　佐々木房恵
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９９号
千葉市若葉区都賀１丁目１番１号旭ヶ丘母子ホーム、住民票上の住所千葉市若葉区都賀１丁目１番１号
債務者　小澤　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１０号
千葉市若葉区西都賀１丁目２番18号　三京パレス西都賀301号
債務者　町田　美香
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８４号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地322
債務者　長畑　修三
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１４号
千葉県山武郡九十九里町片貝6613番地
債務者　大沢　康久
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９４６号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地４棟401号
債務者　髙橋シェイラこと　ＴＡＫＡＨＡＳＨＩ　ＳＨＥＩＬＡ
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３１号
愛知県岡崎市梅園町字１丁目13番地１　サンジャルダン103、従前の住所愛知県岡崎市久後崎町字キロ１番地２　いちょうの家
債務者　太田　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４０号
愛知県豊田市上郷町郷下１番地１
債務者　山本　美歩
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
滋賀県米原市磯2176番地
債務者　西村　秀子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
滋賀県長浜市新庄寺町314番地１　コンフォートハウス２―301号
債務者　平田雅裕こと　宋　　徳奉
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
鹿児島県霧島市隼人町小田70番地78　マンションパレス101
債務者　重森　廣子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
福島県会津若松市神指町大字黒川字湯川東131番地の21　陽光アパート201号、前住所福島県南会津郡田島町大字田島字田部原178番地４
債務者　佐藤　順子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１２５９号
千葉市稲毛区緑町１丁目21番16号　カーザ・フェリーチェ301号
債務者　廣野　正己（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６８号
千葉県八千代市ゆりのき台７丁目21番地５　グリーンハイツゆりの木103号
債務者　前澤　　肇
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７４７号
神奈川県平塚市根坂間264番地の１　雅ハイツ101号
債務者　村上　純子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部